

過労死等防止対策推進シンポ・岡山-70人が参加- せやろがいおじさん、佐戸氏が講演!

11月26日、岡山国際交流センターで厚生労働省主催の過労死等防止対策シンポ岡山会場が開かれ、約70人が参加しました。

シンポでは、沖縄で活動するお笑いコンビに所属する「せやろがいおじさん」こと榎森耕助さんが「過労死と働き方改革について考えよ〜」と題して講演。榎森氏は日本の労働時間が世界でもトップクラスで「karoushi」はそのまま世界で使われるものになっている。「仕事の疲労を回復するには睡眠が必要で、睡眠の前半は肉体疲労の回復、後半で心の疲労が回復しそれには6時間以上の睡眠が必要」との研究を紹介し、企業が成長するためにも「働き方の改革が大切だ」と話しました。(写真右)



放送記者の娘の過労死-母親の切なる思い



続いて、NHK放送記者の娘が結婚を目前に過労死したことについて、母親の佐戸恵美子さんが根絶を願う切なる思いを訴えました。娘の美和さんは「都議選、参院選の取材と報道、当確判定業務などに奔走し、連日深夜まで働き、1カ月前の時間外労働時間は209時間、前の月は188時間ととともに睡眠を取っていませんでした。報道記者は事業場外みなし労働制が適用され、職場の上司は『記者は時間管理ではなく、裁量労働で個人事業主のようなもの』と発言していました。娘を失い切ない日を送っているが、このような働き方を根絶しなければと思い、訴えを続けている」と話しました。(過労死認定基準改定署名は裏面に)

なくせじん肺・アスベスト被害、すべての 労災職業病の根絶を！-キャラバン岡山入り

建交労などを中心とした第31回「なくせ！じん肺」キャラバンが10月15-16日に岡山県入り。県、労働局、中四国農政局に建交労県本部、いのちと健康県センター、県労会議、共産党県議団の代表が要請行動を行いました。(写真右下)じん肺訴訟で国と企業の責任を認める判決が連続する中、早期救済のために「基金」設立やアスベスト飛散防止のためにアスベスト含有建築物の調査とハザードマップの作成などを強く要請しました。



脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準改定にあたっての請願署名

厚生労働大臣 田村 憲久 様

厚生労働省において、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の見直し・改定作業が行われています。

現行基準は、脳・心臓疾患の労災認定基準が2001年、精神障害の労災認定基準が2011年に制定されたものです。

脳・心臓疾患、精神障害ともに、年々労災請求件数は増え続けていますが、認定率は3割台と低い水準に留まっています。わたしたちは、その原因があまりにも労災認定のハードルが高すぎることで、労災認定基準も、その運用も、労災被災者とその家族にとって厳しすぎることにあると考えています。

いうまでもなく、労災保険の目的は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行い、あわせて業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与すること」（労働者災害補償保険法1条）にあります。

そうした労災保険法の目的・主旨に沿った脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の見直し・改定を行うよう、下記の請願を行うものです。

請願項目

- 1 最近の医学的・科学的知見にもとづき、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定時間外労働時間を「65時間超」とすること。
- 2 労働時間以外の負荷要因（深夜・交代制勤務などの勤務形態、温度や騒音などの作業環境、精神的緊張・ハラスメントなど）をもっと積極的に考慮すること。
- 3 被災労働者の属性（疾患や障害、年齢や経験など）や置かれていた状況（育児や介護などの家族的責任など）を正確に判断して認定を行うこと。
- 4 労災認定を担当する事務官を大幅に増員すること。

氏名	住所

取扱い団体：

連絡先・署名送付先：働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 6階

TEL:03-5842-5601